

(注) 「職員」とは、次に掲げる者をいう。

※4

1 常勤職員

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員
- (2) 一般地方独立行政法人の役員（地方独立行政法人法第12条に規定する役員をいう。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもの（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち常時勤務することを要する者

2 常時勤務に服することを要しない職員のうち次の（1）、（2）又は（3）に該当する者

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者）、暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条）、任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条）、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項）等

(2) 常勤的非常勤職員

- ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日（一月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人にあっては、地方独立行政法人が定める当該地方独立行政法人の休日）の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）（昭和63年3月31日までは22日、昭和63年4月1日から平成4年4月30日までは20日、平成4年5月1日から令和4年9月30日までは18日。以下同じ。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの
- ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

- (3) (1) 及び (2) 以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員及び一般地方独立行政法人の役職員のうち、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であつて労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一に掲げる事業に従事するもの

「職員」に該当するかの確認に当たっては、人事異動通知書、人事記録等を用いて任用形態（任用根拠）を確認すること、また、常勤的非常勤の場合には出勤簿や休暇簿等を用いて勤務状況を確認し、  
(2) ①の要件を満たしているか等確認する必要がある。

※4 法第2条  
施行令第1条

「地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について」  
(昭42.9.20自治省告示第150号)

これら関係法令等の適用関係及び補償実施機関<sup>(注)</sup>をまとめると、次のとおりである。

区分	身 分	地 方 公 務 員			非 公 務 員	
	所 属	地 方 公 共 团 体		特 定 地 方 独 立 行 政 法 人		一 般 地 方 独 立 行 政 法 人
	職 種	一 般 職	特 別 職	職 員 (一般職)	役 員 等 (特別職)	職 員
常勤職員	全 職 員	地 方 公 務 員 災 害 補 償 法				
常時勤務に服することを要しない職員	・定年前再任用 短時間勤務職員 ・暫定再任用 短時間勤務職員 ・任期付 短時間勤務職員 ・育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員 等	地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法		
	常勤の非常勤職員	地 方 公 務 員 災 害 補 償 法				
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法 第1条に規定する船員	地 方 公 務 員 災 害 補 償 法				
	議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等他の法令の適用を受けない者 〔労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者〕	地方公務員災害補償法に基づく条例		労 働 者 災 害 補 償 保 険 法		
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者 （船員法第1条に規定する船員を除く）	労働者災害補償保険法	労災法の対象とならない場合には条例	地方独立行政法人の使用者たる役員については当該地方独立行政法人が定める		地方独立行政法人の使用者たる役員については当該地方独立行政法人が定める
	・消防団員 ・水防団員		消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律			
	・学校医 ・学校歯科医 ・学校薬剤師		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		労働者災害補償保険法	

- ・この表は令和5年4月1日以降に係るもの。

(注)

- 「補償実施機関」は以下のとおり。  
 ・地方公務員災害補償法（条例を除く。）…地方公務員災害補償基金  
 ・労働者災害補償保険法…国（厚生労働省所管）  
 ・地方独立行政法人の使用者たる役員…当該地方独立行政法人  
 ・上記以外…地方公共団体等